

号外第11（令和5年6月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△	横浜市市税条例等の一部を改正する条例【財政局税制課】	3
△	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】	9
△	横浜市地区センター条例の一部を改正する条例【市民局地域施設課】	10
△	横浜市印鑑条例の一部を改正する条例【市民局窓口サービス課】	11
△	横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例【にぎわいスポーツ文化局文化振興課】	12
△	横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例【建築局市営住宅課】	14
△	横浜市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局指導課】	15

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

令和5年6月15日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 横浜市市税条例等の一部を改正する条例
- 2 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例
- 3 横浜市地区センター条例の一部を改正する条例
- 4 横浜市印鑑条例の一部を改正する条例
- 5 横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例
- 6 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例
- 7 横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市条例第16号

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

(横浜市市税条例の一部改正)

第1条 横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第10条中「公示送達は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を同項の規定に基づく総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を、「市役所」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を納税地所管の区役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に改める。

第27条第2項中「または」を「又は」に改め、「第313条」の次に「及び第314条」を加える。

第29条の4中「又は個別帰属法人税額」を削る。

第31条の見出し中「徴収方法」を「徴収方法等」に改める。

第33条の2第1項中「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項において同じ。)」を加え、「によって」を「により」に改める。

第33条の5の2第1項中「第48条の9の12第3項」を「第48条の9の13第3項」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。第3項及び第33条の5の6第1項において同じ。)」を加え、「によって」を「により」に改める。

第34条の2第2項中「規則の」を「法第317条の3第3項の規定に基づく総務省令で」に改める。

第34条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に、「第317条の3の2第4項」を「第317条の3の2第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第317条の3の2第2項」を「第317条の3の2第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場
合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年にお
いて当該給与支払者を経由して提出した同項の規定による申告

書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最動後提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法第317条の3の2第2項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第35条の2第7項中「が、法第317条の6第7項に規定する市長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき記載事項（同条第7項に規定する記載事項をいう。以下この条において同じ。）を記録した光ディスク等（同条第5項第2号に規定する光ディスク等をいう。以下この条において同じ。）を提出した場合には」を「は」に、「記載事項を記録した光ディスク等」を「記載事項（同条第7項に規定する記載事項をいう。次項及び第9項において同じ。）を記録した光ディスク等（同条第5項第2号に規定する光ディスク等をいう。次項において同じ。）」に改める。

第73条第1号エ中「及び」を「、」に、「解放されている」を「開放されている」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第9条第1項中「第15項、第26項、第29項、第33項並びに第34項」を「第14項、第25項、第28項、第32項並びに第33項」に改め、同条第4項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「附則第15条第26項」を「附則第15条第25項」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第10項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第11項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第12条第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第13条の3の5の次に次の1条を加える。

（大規模の修繕等が行われたマンションに対して課する固定資産税の減額の割合）

第13条の3の6 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第13条の6の4を附則第13条の6の5とし、附則第13条の6の3の次に次の1条を加える。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対して課する固定資産税の減額に関する申告)

第13条の6の4 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンション(以下この条において「特定マンション」という。)に係る区分所有に係る家屋について同項の規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、当該特定マンションに係る同項に規定する総務省令で定める工事が完了した日から3月以内に、同条第2項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、建築年月日、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 当該工事が完了した年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

附則第13条の7第1項中「次条第1項」の次に「、第4項又は第5項」を加え、「同条第1項において読み替えて準用する次条第1項」を「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項又は条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第4項若しくは第5項」に改める。

附則第13条の8第1項中「第4項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項」の次に「又は条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項若しくは条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第4項」を加え、「又は次条第1項若しくは第5項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項」を「、次条第1項若しくは第5項若しくは附則第15条の9の3第1項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項又は条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項若しくは条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第5項」に改める。

附則第13条の8の3第1項中「第1項の」を「第1項若しくは次条第1項の」に改める。

附則第13条の9第1項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「附則第13条の6の4」を「附則第13条の6の5」に改め、同条第2項中「附則第13条の6の4」を「附則第13条の6の5」に改める。

附則第16条の6第3項を削る。

附則第17条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2

項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に改め、「3輪以上のガソリン軽自動車」の次に「(法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第18条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

(横浜市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 横浜市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年6月横浜市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち横浜市市税条例第33条の5第2項後段の改正規定及び第33条の5の7第2項後段の改正規定中「その特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする」を「当該市町村徴収金関係過誤納金により、その納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもののみならず」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中横浜市市税条例（以下「条例」という。）第73条第1号エの改正規定及び附則第7項（第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第73条第1号エに係る部分に限る。）の規定 令和5年7月1日
 - (2) 第1条中条例第31条の見出しの改正規定、第33条の2第1項の改正規定（「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項において同じ。）」を加える部分に限る。）及び第33条の5の2第1項の改正規定（「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。第3項及び第33条の5の6第1項において同じ。）」を加える部分に限る。）並びに条例附則第18条第3項の改正規定並びに附則第4項及び附則第7項（新条例附則第18条第3項に係る部分に限る。）の規定 令和6年1月1日
 - (3) 第1条中条例第34条の3の改正規定及び附則第5項の規定 令和7年1月1日
 - (4) 第1条中条例第10条の改正規定及び次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号。附則第3項において「改正法」という。）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
（公示送達に関する経過措置）
- 2 新条例第10条の規定は、前項第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
（市民税に関する経過措置）
- 3 新条例第27条の規定は、令和5年4月1日以後に発生する改正法第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条第1項に規定する特定非常災害について適用する。
 - 4 新条例第33条の2第1項及び第33条の5の2第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税及び森林環境税の特別徴収については適用し、令和5年度分までの個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
 - 5 新条例第34条の3第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき条例第33条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する条例第34条の3第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項に規定する申告書については、なお従前の例による。
 - 6 新条例第35条の2第7項の規定は、この条例の施行の日以後に提出すべき同項に規定する報告書について適用し、同日前に提出

すべき第1条の規定による改正前の条例（附則第8項において「旧条例」という。）第35条の2第7項の規定による報告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

7 新条例第73条第1号エ、附則第17条及び附則第18条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された旧条例附則第16条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

9 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

10 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

横 浜 市 条 例 第 17 号

地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 寄 附 金 を 受
 け 入 れ る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改
 正 する 条 例

地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 寄 附 金 を 受 け 入 れ る
 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 を 定 め る 条 例 （ 平 成 24 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 59
 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 する。

別 表 に 次 の よ う に 加 え る。

特定非営利活動法人たんぼぼ会	旭区笹野台二丁目9番28号	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで
特定非営利活動法人ユースポー ト横濱	中区相生町3丁目61番地	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで
特定非営利活動法人森ノオト	青葉区鴨志田町818番地の 3	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで

附 則

この 条 例 は、公 布 の 日 か ら 施 行 する。

横 浜 市 条 例 第 18 号

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 (昭 和 48 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 46 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 第 1 の 2 の 表 中

「

横浜市倉田コミュニティハウス	横浜市戸塚区
----------------	--------

」

を

「

横浜市勝田小学校コミュニティハウス	横浜市都筑区
横浜市倉田コミュニティハウス	横浜市戸塚区

」

に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準 備 行 為)

- 2 この条例による改正後の横浜市地区センター条例の規定に基づく横浜市勝田小学校コミュニティハウスを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

横 浜 市 条 例 第 19 号

横 浜 市 印 鑑 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 印 鑑 条 例 （ 昭 和 52 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 23 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 17 条 第 2 項 中 「 （ 以 下 「 個 人 番 号 カ ー ド 」 と い う 。 ） 」 及 び 「 次 項 及 び 」 を 削 り 、 同 条 第 3 項 中 「 個 人 番 号 カ ー ド 」 を 「 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 （ 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機 構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 （ 平 成 14 年 法 律 第 153 号 。 以 下 「 公 的 個 人 認 証 法 」 と い う 。 ） 第 22 条 第 1 項 に 規 定 す る 個 人 番 号 カ ー ド 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 又 は 公 的 個 人 認 証 法 第 35 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 を い う 。 次 条 第 5 号 に お い て 同 じ 。 ） 」 に 改 め 、 「 に 暗 証 番 号 を 自 ら 入 力 す る こ と 」 を 削 る 。

第 18 条 第 4 号 中 「 又 は 第 3 項 」 を 削 り 、 同 条 第 5 号 中 「 個 人 番 号 カ ー ド に 記 録 さ れ た 電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機 構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 （ 平 成 14 年 法 律 第 153 号 。 以 下 「 公 的 個 人 認 証 法 」 と い う 。 ） 第 22 条 第 1 項 に 規 定 す る 」 を 削 り 、 同 条 第 7 号 中 「 署 名 用 電 子 証 明 書 」 を 「 個 人 番 号 カ ー ド 用 署 名 用 電 子 証 明 書 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市条例第20号

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例

横浜市区民文化センター条例（平成5年3月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横浜市青葉区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市都筑区民文化センター	横浜市都筑区
---------------	--------

別表第1横浜市青葉区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市都筑区民文化センター	ホール、ギャラリー、リハーサル室、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
---------------	-----------------------------	--------

別表第2横浜市青葉区民文化センター指定管理者選定評価委員会の項の次に次のように加える。

横浜市都筑区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市都筑区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
---------------------------	--

別表第3横浜市青葉区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市都筑区民文化センター	ホ	ー	ル	入場料等を徴収しない場合	1日につき	39,500	46,500		
				入場料等を徴収する場合	同	66,000	77,500		
	ギ	ャ	ラ	リ	ー	入場料等を徴収しない場合	同	3,700	
						入場料等を徴収する場合	同	5,500	
	リ	ハ	ー	サ	ル	室	同	26,000	31,000
	練	習	室	同	3,800				
	会	議	室	同	5,100				
	楽	屋	同	2,800					
	附	帯	設	備	1式又は1台、1日につき	8,000			

附 則

（施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第2

の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市区民文化センター条例の規定に基づく横浜市都筑区民文化センターを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

横 浜 市 条 例 第 21 号

横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 （ 昭 和 37 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 7 号 ） の 一 部 を
次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 中

「

尾	張	屋	橋	住	宅
藤	棚	ハ	イ	ツ	

」

を

「

藤	棚	ハ	イ	ツ
---	---	---	---	---

」

に 改 め 、 同 表 さ か え 住 宅 の 項 を 削 る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 22 号

横 浜 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 火 災 予 防 条 例 (昭 和 48 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 70 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 14 条 の 2 第 1 項 中 「 自 動 車 等 (道 路 交 通 法 (昭 和 35 年 法 律 第 10 5 号) 第 2 条 第 1 項 第 9 号 に 規 定 す る 自 動 車 又 は 同 項 第 10 号 に 規 定 す る 原 動 機 付 自 転 車 を い う 。 第 11 号 に お い て 同 じ 。) を い う 。 以 下 こ の 条 に お い て 同 じ 。) に 」 を 「 自 動 車 、 原 動 機 付 自 転 車 、 船 舶 、 航 空 機 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の を い う 。 以 下 同 じ 。) に コ ネ ク タ ー (充 電 用 ケ ー ブ ル を 電 気 自 動 車 等 に 接 続 す る た め の も の を い う 。 以 下 同 じ 。) を 用 い て 」 に 改 め 、 「 及 び 全 出 力 200 キ ロ ワ ッ ト を 超 え る も の 」 を 削 り 、 「 い う 。 以 下 同 じ 」 を 「 い い 、 分 離 型 の も の (変 圧 す る 機 能 を 有 す る 設 備 本 体 及 び 充 電 ポ ス ト (コ ネ ク タ ー 及 び 充 電 用 ケ ー ブ ル を 収 納 す る 設 備 で 、 変 圧 す る 機 能 を 有 し な い も の を い う 。 以 下 同 じ 。) に よ り 構 成 さ れ る も の を い う 。 以 下 同 じ 。) に あ っ て は 、 充 電 ポ ス ト を 含 む 。 以 下 同 じ 」 に 改 め 、 同 項 第 1 号 に 次 の た だ し 書 を 加 え る 。

た だ し 、 分 離 型 の も の の 充 電 ポ ス ト に あ っ て は 、 こ の 限 り で な い 。

第 14 条 の 2 第 1 項 第 5 号 中 「 急 速 充 電 設 備 」 を 「 コ ネ ク タ ー 」 に 改 め 、 同 項 第 6 号 中 「 急 速 充 電 設 備 と 電 気 自 動 車 等 の 接 続 部 に 」 を 「 コ ネ ク タ ー が 電 気 自 動 車 等 に 接 続 さ れ 、 」 に 、 「 接 続 部 が 」 を 「 コ ネ ク タ ー が 当 該 電 気 自 動 車 等 か ら 」 に 改 め 、 同 項 第 10 号 中 「 緊 急 停 止 さ せ る こ と が で き る 措 置 を 講 ず る 」 を 「 緊 急 に 停 止 す る こ と が で き る 装 置 を 、 当 該 急 速 充 電 設 備 の 利 用 者 が 異 常 を 認 め た と き に 、 速 や か に 操 作 す る こ と が で き る 箇 所 に 設 け る 」 に 改 め 、 同 項 第 11 号 中 「 自 動 車 等 」 を 「 急 速 充 電 設 備 と 電 気 自 動 車 等 」 に 改 め 、 同 項 第 12 号 中 「 (充 電 用 ケ ー ブ ル を 電 気 自 動 車 等 に 接 続 す る た め の 部 分 を い う 。 以 下 こ の 号 に お い て 同 じ 。) 」 を 削 り 、 同 項 第 15 号 中 「 当 該 蓄 電 池 」 の 次 に 「 (主 と し て 保 安 の た め に 設 け る も の を 除 く 。) 」 を 加 え 、 同 項 中 第 17 号 を 第 18 号 と し 、 第 16 号 を 第 17 号 と し 、 第 15 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(16) 急 速 充 電 設 備 の う ち 、 分 離 型 の も の に あ っ て は 、 充 電 ポ ス ト に 蓄 電 池 (主 と し て 保 安 の た め に 設 け る も の を 除 く 。) を 内 蔵 し な い こ と 。

第 14 条 の 2 第 2 項 た だ し 書 中 「 不 燃 材 料 で 造 り 、 又 は 覆 わ れ た 外 壁 で 開 口 部 の な い も の に 面 す る と き は 」 を 「 次 に 掲 げ る も の に あ っ て は 」 に 改 め 、 同 項 に 次 の 2 号 を 加 え る 。

(1) 不 燃 材 料 で 造 ら れ 、 又 は 覆 わ れ た 外 壁 で 開 口 部 の な い も の に 面 す る も の

(2) 分離型のものの充電ポスト

附 則

(施 行 期 日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備（この条例による改正後の横浜市火災予防条例第14条の2第1項に規定する急速充電設備をいう。）に係る位置、構造及び管理の基準については、なお従前の例による。